

新型コロナウイルス感染症イベントベースサーベイランス事業 概要

○目的

新型コロナウイルス感染症のクラスターを早期に検知し、早期に介入することによって大規模化を抑止するため、高齢者施設や障害者施設等において体調不良を訴える人が増えているなど普段と異なる現場の気づき（以下、「イベント」という。）をもとに早期に検査を行う、いわゆるイベントベースサーベイランス（EBS）を実施する

○実施期間

令和3年9月15日～令和4年3月31日

○対象者

県内の高齢者施設、障害者施設、学校、幼稚園、保育関連施設に属する施設職員、利用者、児童、生徒、園児

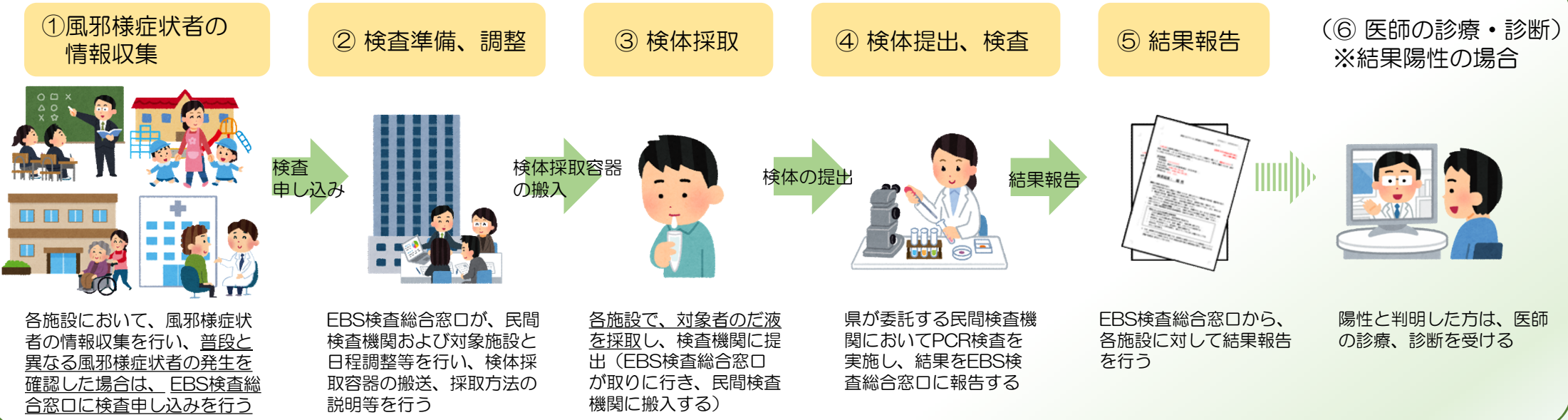
○検査基準

以下に示す指標を参考に、各施設が普段と異なる風邪様症状者の発生を確認した場合、該当するフロアやクラスを単位として広く検査を実施

1. 高齢者施設、障害者施設の場合は、職員、利用者において、風邪様症状者（37.5度以上の発熱または上気道炎（鼻汁もしくは鼻閉、咽頭痛、咳））がユニット単位で直近7日間に2名以上、またはフロア単位で直近7日間に1割以上のいずれかに該当する場合
2. 学校、幼稚園、保育関連施設の場合は、学校サーベイランスシステムにおいて、風邪症状者のアラートが表示された場合、または風邪様症状者がクラス単位で1日に2割以上のいずれかに該当する場合

なお、県が特に感染拡大の恐れがあるとして別途通知する場合においては、ユニットやフロア、クラス単位で1人以上の風邪様症状者を確認した場合を検査指標とする。

○検査の流れ



○背景

本県では、新型コロナウイルス感染症のクラスターを早期に検知し、早期に介入することによって大規模化を抑止するため、高齢者施設や障害者施設等において体調不良を訴える人が増えているなど普段と異なる現場の気づき（以下、「イベント」という。）をもとに早期に検査を行う、いわゆるイベントベースサーベイランス（EBS）を実施してきたところ。

今般の感染拡大を踏まえ、当面の間、より早期の段階でイベントを探知し検査できるよう、本事業における検査指標について以下のとおり臨時的取り扱いとする。

○対象者

県内の高齢者施設、障害者施設、学校、幼稚園、保育関連施設に属する施設職員、利用者、児童、生徒、園児

○検査指標の取り扱いについて

	1月16日までの取り扱い	臨時的な取り扱い(1/17～当面の間)
検査指標	1. 高齢者施設、障害者施設の場合は、職員、利用者において、風邪様症状者がユニット単位で直近7日間に2名以上、またはフロア単位で直近7日間に1割以上のいずれかに該当する場合 2. 学校、幼稚園、保育関連施設の場合は、風邪様症状者がクラス単位で1日に2割以上に該当する場合等	<u>ユニットやフロア、クラス単位で1人以上の風邪様症状者を確認した場合</u>

○留意事項

令和4年1月17日付け滋賀県健康医療福祉部感染症対策課長通知「新型コロナウイルス感染症イベントベースサーベイランス事業にかかる検査基準等の見直しについて」により、1月17日から当面の間、「県が特に感染拡大の恐れがあるとして別途通知する場合」の検査指標を適用する。